

「上場制度総合整備プログラムに基づく上場制度の整備等」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、上場制度総合整備プログラムに基づく上場制度の整備等について、その要綱を本年10月30日に公表し、11月17日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件（証券会社1件、業界団体1件）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>1. 上場会社における情報開示の充実</p> <p>(1) 投資単位の引下げ方針等の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資単位の引下げは、重要な株式市場対策であり、中長期的な視野に立って検討・判断する必要があるため、方針開示の基準となる「最近の投資単位」の算定期間を1年という短期スパンで捉えるのは好ましくなく、中期ベース（例えば3年）でみるべきではないか。（業界団体） <p>(2) 業績予想の修正に係る開示事項の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 内外の経営環境は不透明要因が多く、精度の高い収益予測を行うことは大変困難であるというのが実態である。業績予想の修正についての開示項目を追加することは、投資家に対して説明責任を有する経営側にとって大きな負担である。営業利益の修正の追加をすべきでない。（業界団体） 	<p>※ 方針の内容については、中長期的な視点で検討していただくものと考えますが、開示の対象となる「最近の投資単位」の算定は、最近の投資単位の状況に照らしてどのように考えるかという趣旨のものでありますので、特にこの「最近」の算定期間を中期ベースに変更することは考えておりません。</p> <p>※ 営業利益については、すでに多数の上場会社が自主的に開示項目としており、また、投資者からのニーズも相当大きいものでありますので、企業収益を分析する中心的な指標として標準的な開示項目とすることが適当であると考えます。</p>
<p>2. 外国会社向け上場制度の整備等</p> <p>(1) 主たる市場が当取引所となる外国会社の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社からも発行会社には日本語対応の可能なIR担当役員が日本に常駐するよう要請しているが、本国でのIR活動等で必ずしも日本に常駐できないケースも想定されるため、情報取扱責任者は、発行会社の役員には限定せず、発行会社の代理人となる(涉外)弁護士事務所も併せて指定できるような運用をお願いしたい。（証券会社） 	<p>※ 例えば本国において上場取引所がない外国会社の場合、内国会社の場合と同様に、重要情報の開示の確認等を迅速に、かつ、責任をもって行える体制を確保しておくことが必要ですので、照会等に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る者は当該外国会社に属する者であることが望ましいと考えます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使を容易にする環境整備について、本邦実質株主の権利を擁護するという本制度の主旨は十分に理解できるものの、法制上の実現可能性を見た上での慎重な対応が必要であり、現時点においてこれらを義務化する点については時期尚早と思われるので反対する。(証券会社) 	<p>※ ご指摘のとおり、議決権行使の勧誘の義務化については、各国の会社法等の法制上の実現可能性に拠る部分がありますので、今回の対応では、通常、外国会社に適用している「本国における法制度等を勘案する」旨の規定を当該規定にも適用することとしています。また、本邦内における株主総会の開催については、一律的な努力規定として規則上明示することはせず、要請事項としてガイドブックに記載するなどの対応を図ります。</p>
<p>(2) 主たる市場が当取引所以外の市場となる外国会社の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも、外国市場を主たる取引市場としている外国会社であっても、投資家保護や市場の秩序維持の観点から、上場審査要件としては、国内企業と同内容・同水準のものを求めるべきである。上場制度総合整備プログラム 16 頁に「質の高い上場商品を本邦投資家に提供することが東証の役割であり、外国企業の上場誘致のために必要な規制を緩めるといった対応をとるべきではない」とある東証の考えに、いささかの変更もないことを確認したい。(業界団体) 	<p>※ 今般の改正は、従来の上場審査の要件自体を緩和するという趣旨のものではなく、主たる市場となる外国市場の法制度や規則の整備状況等に照らして、また、当該市場と情報交換等に係る協力が可能であるような場合に、審査実務について、より効率的に行うことができる部分については簡便化を図ろうというものです。もちろん、外国企業の上場誘致のために必要な規制を緩めるといった対応をとるべきではないという考えに変わりはありません。</p>
<p>(3) 四半期レビューの実施に係る取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 新興国の上場企業については、内部統制や監査について懸念があるが、この点につき東証はどのように対応されているか。また、今後どのように対応されていく予定か。(業界団体) 	<p>※ 新興国の上場企業はその多くがマザーズ対象会社になると考えますが、当該会社の財務報告に関しては四半期レビューの実施をお願いするなどの対応を図っております。また、主たる市場が当取引所となるような場合には、今回の改正においてコーポレート・ガバナンス報告書の提出をお願いしており、その中において内部統制等の仕組みなども含めて言及していただくことを考えております。なお、上場制度総合整備プログラムにおいては、新興国の上場企業に限らず、既上場会社全般に対して経営管理面の確認等について継続的な検討事項として掲げております。</p>

<p>(4) 親会社等からの独立性に係る審査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度について賛成するが、親会社等の有価証券報告書に準じる開示に関しては、親会社が国又は地方政府の所有する企業の場合には別途検討が可能となるような例外規定を設けることとしてはどうか。(証券会社) 	<p>※ ご指摘のとおり、親会社としては様々な対象が想定されますので、投資者保護の観点から、現状、各々の実情を勘案できるよう有価証券報告書に準じる形での柔軟な開示をお願いしているところであり、現行規定の中で対応していきたいと考えております。</p>
<p>(5) リスク要因の情報提供の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク要因の情報提供を強化する趣旨には賛同するが、その手法としてマザーズ外国会社に対して「市場区分」を新設することは、「外国部」を廃止して市場第一部(第二部)に統合した経緯・主旨と全く逆行すると共に、上場審査基準等を内外同一化しつつある動きにも反するため反対する。リスク情報の提供の強化は、貴所のホームページを通じた情報提供や開示上の対応といった市場区分の分離以外の方法で十分可能である。(証券会社) 	<p>※ 今回の対応はアジアをはじめとする外国の新興企業の幅広い上場をマザーズに促していくという趣旨に照らし、外国企業であることの明示性を高めようとする趣旨のものです。したがって、ご指摘にあるような、市場第一部・第二部のようにマザーズ外国会社に対して「市場区分」を新設するものではなく(制度上はマザーズに属します。)、情報提供の強化の観点から、マザーズ外国会社に対する総称を別途設け、情報発信の方法を工夫することで、我が国とは異なる法制度等の下で設立された企業であることなどを明確にすることを目的としております。</p>

以上